

総務文教常任委員会

H30. 8. 21 (火)

午前10時26分～

第3委員会室

1 開 議

2 案 件

(1) 亀岡市子どもの権利条例（仮称）（案）に係る教育部との意見交換について

3 その他

亀岡市子どもの権利条例（仮称）（案）

前 文

我がふるさと亀岡は、緑豊かな山々からの清流が豊かな田園地帯を潤し、盆地の中央を流れる保津川にそそぎ込み、自然と心豊かな人とまちを形成しています。このまちで学び、育つ子どもたちは、ふるさとの宝であり、まちの未来を担うかけがえのない存在です。

すべての人は、生まれながらに一人の人間として尊重され、人間らしく生きる権利を有しています。子どもも大人と同じく、この基本的人権を有しています。

成長途上である子どもが健やかに育つためには、様々な助けを受けることが必要です。生まれてから大人になるまでの少しの間、人は子どもとして、基本的人権のほかにも子どもにとって大切な特別の権利を保障されます。

子どもは、自分自身にどのような権利があるかを理解し、社会全体で支えられながらそれを行使していくことで、すべての人が自分と同じように権利を持っていることや、自分自身も社会の一員として他人の権利を大切にしなければならないことを学んで大人になっていきます。子どもの権利が守られる社会を実現することは、すべての人がお互いに尊重される社会を実現することにつながります。

子どもの権利を大切に考える考え方が亀岡のまちづくりに息づくことで、すべての市民が支えあいながら心豊かに暮らせる地域社会が実現することを願って、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号）の理念に基づき、子どもの権利が保障されるように、市等の責務を明らかにし、市の施策について基本的な事項を定めることにより、子どもが安心して学び育つことができる地域社会の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定め

るところによる。

- (1) 子ども 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に規定する子ども及びこれらの者と等しく権利を認めることが適当である者をいう。
- (2) 保護者 子ども・子育て支援法に規定する保護者をいう。
- (3) 子どもに関する施設 市内の児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に規定する認定こども園及び社会教育法（昭和24年法律第207号）に規定する社会教育に関する施設その他の子ども・子育て支援に関する施設をいう。
- (4) 地域住民 市内に居住、通勤又は通学等をする者、又は市内に事務所を有する法人その他の団体をいう。ただし、子ども・子育て支援法に規定する子どもを除く。
- (5) 子どもの権利 児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号）及びこの条例に規定する権利をいう。
- (6) 事業者 市内で事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。

（基本理念）

第3条 子どもの権利の保障は、次の各号に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 子どもは権利の主体であり、その年齢と発達に応じて自らその権利を行使できること。
- (2) 子どもであることをもって不当な取り扱いを受けないこと。
- (3) 個人としての尊厳が重んじられ、健やかに成長するための環境が確保されること。
- (4) 最善の利益を考慮され、社会全体で育まれること。
- (5) 社会における制度又は慣行においても、子どもの権利が尊重されること。
- (6) 子どもの権利の保障は社会全体の責務であり、実効性ある具体的な取り組みによって推進されること。

（子どもの権利）

第4条 子どもは、児童の権利に関する条約に規定される権利の他、特に以下の権利を保障される。

- (1) 自らの権利を理解し、適切に行使するために必要な教育を、その年齢と発達に応じて受けることができる。
- (2) 自らの権利を守るために必要な相談の機会や支援を求めることができる。
- (3) 権利が侵害されたとき又は侵害されるおそれのあるときに、自ら救済を求めることができる。
- (4) 自らに関わる重要な事柄について他の者が決めようとするとき、説明を求め、意見を述べることができる。

(市等の責務)

第5条 市、保護者、子どもに関する施設、地域住民および事業者は、互いに連携を図り、協力して子どもの権利を保障しなければならない。

- 2 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、あらゆる施策を通じて子どもの権利を保障しなければならない。
- 3 市は、子どもの権利が侵害されたとき、子どもが速やかに救済を受けられるようにするための施策を講じなければならない。
- 4 市は、子どもの権利が広く保障されるよう、国、他の公共団体等との連携に努めなければならない。
- 5 保護者は、基本理念にのっとり、子どもの最善の利益が実現されるよう子どもを監護し、必要な協力および支援を市等に求めることに努め、子どもの権利を保障しなければならない。
- 6 子どもに関する施設の設置者、管理者及び職員は、基本理念にのっとり、子どもに関する施設において、子どもが自らの権利を理解し、子どもの年齢及び発達に応じた権利行使ができるように支援することを通じて、子どもの権利を保障しなければならない。
- 7 地域住民は、基本理念にのっとり、子どもが健やかに育つことのできる安全で安心な地域づくりに努め、子どもが地域社会の一員として、地域の活動に参加できる機会づくりを通じて、子どもの権利を保障しなければならない。
- 8 事業者は、基本理念にのっとり、雇用する労働者が子育てと仕事を両立できるよう、必要な職場環境を整備することを通じて、子どもの権利を保障し

なければならない。

(子どもの権利の普及)

第6条 市は、子どもの権利の普及及び啓発を行うものとする。

(子どもの権利の日)

第7条 市は、子どもの権利についての関心及び理解を深めるため、亀岡市子どもの権利の日（以下「権利の日」という。）を設ける。

2 権利の日は、11月20日とする。

第2章 基本的施策

(基本計画)

第8条 市は、子どもに関する施策の推進に際し子どもの権利の保障が総合的かつ計画的に図られるための基本計画を策定し、定期的に検証し、必要に応じて改定するものとする。

2 市は、基本計画を策定または改定するに当たっては、子ども及び地域住民等の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるものとする。

3 市は、基本計画の推進状況を毎年、議会へ報告するものとする。

4 議会は、基本計画の推進状況を監視及び評価するとともに、必要に応じて提言等を行うものとする。

(推進体制)

第9条 市は、子どもの権利を保障する観点から子どもに関する施策を総合的に企画し、調整及び実施するために必要な体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第10条 市は、子どもに関する施策の充実を図り、子どもの権利の保障を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(条例の見直し)

第11条 議会及び市は、子どもの権利の保障が総合的かつ計画的に推進されているかどうかを検証し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、

規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。